

土木工事特記仕様書（令和7年6月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

（4）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事務データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事務データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合

（2）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合

（3）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第5条 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所所在型の場合、点する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第6条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第8条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合は

この限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

第9条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

第10条 受注者は、土木工事等において情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（担い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】）

第11条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で月単位の週休2日に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条第1項（1）による。

担い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

（交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事）

第12条 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費：警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

- 1 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：10.64%

- 2 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金

- 以外の食事、通勤等に要する費用)の割合：1.08 %
- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。
なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。
 - 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
 - 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。
なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。
 - 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
 - 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

（国土地盤情報データベースへの登録）

- 第13条** 受注者は、地盤情報（機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果）について「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。
- 2 受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って、成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。
なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。
 - 3 受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDF ファイル）を徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】に規定されている格納フォルダ BORING/OTHS に格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

（本工事の特記仕様事項）

- 第14条** 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

**R 7 吉土 宮川内ダム 阿波・土成宮川内
地震観測設備整備工事（担い手確保型）
特記仕様書**

目 次

	頁
第1条 適 用	1
第2条 低入札価格調査制度	1
第3条 工期設定	1
第4条 工事概要	1
第5条 工事施工範囲	1
第6条 機器仕様	2
第7条 主要仕様	6
第8条 共通仕様書に対する特記事項	7
第1章 総 則	
第1節 総 則	7
1-1-1 諸法令等の順守	7
1-1-2 環境対策	7
1-1-3 交通安全管理	7
第2節 関連工事の調整	8
1-2-1 受注者相互の協力	8
第3節 検査及引き渡し	9
1-3-1 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等	9
第2章 共通施工	
第1節 輸 送	10
2-1-1 輸 送	10
第2節 据 付	10
2-2-1 仮設機材	10
2-2-2 据 付	10
2-2-3 一般事項	10
2-2-4 工具	10

工 事 名：R 7 吉土 宮川内ダム 阿波・土成宮川内 地震観測設備整備工事（担い手確保型）
工事場所：徳島県阿波市土成町宮川内 宮川内ダム

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、国土交通省電気通信設備工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、「R 7 吉土 宮川内ダム 阿波・土成宮川内 地震観測設備整備工事（担い手確保型）（以下「本工事」という。）」の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっては、特記仕様書、図面によるほか共通仕様書によるものとする。
なお、特記仕様書及び図面に定めた事項は、共通仕様書に優先するものとする。

第 2 条 低入札価格調査制度

1. 施工体制台帳の提出及び内容のヒヤリング
 - ① 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、施工体制台帳を徳島県東部県土整備局長に提出しなければならない。
 - ② ①の書類の提出に際して、その内容のヒヤリングを徳島県東部県土整備局長から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等はこれに応じなければならない。
2. 施工計画書の内容のヒヤリング
予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒヤリングを徳島県東部県土整備局長から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

第 3 条 工期設定

本工事の工期は作業期間内の雨天日（降水、降雪）、土、日曜日、祝日、夏期休暇、年末・年始休暇を見込んでいる。

第 4 条 工事概要

本工事は宮川内ダムに地震観測設備を設けるものである。

第 5 条 工事施工範囲

1. 本工事の施工範囲は、次に示す設備の運搬、据付、試験、調整までとする。
なお、受注者は本工事完成までに設備管理者に対する操作説明を行うものとし、この操作説明は本工事の工事範囲に含まれている。

種 別	細 別	単位	数量	摘要
埋設型 加速度検出器	埋設型	ヶ所	1	
収録装置	地震収録装置	式	1	

注）次の内容は施工範囲内とする。

- (1) 既設電灯分電盤よりブレーカーを増設し電源分岐を行う。
 - (2) 既設ケーブルダクト・ラックの弱電側(セパレーター)を配線する。
 - (3) 既設土間貫通(機械室)、壁貫通(仕切り)コンクリート部の貫通。
 - (4) 管理橋下の露出配管はブリッジチェッカーを使用し安全性を高める。
 - (5) 操作室からの配線工事の足場や高所作業車を使用し安全性を高める。
 - (6) 既設ダムコンへ観測データを出力する。
 - (7) 別途発注されるダムコン改造工事と調整する。
 - (8) 試験調整は確実にを行い、操作説明はすべて含まれる。
 - (9) 取扱説明書を作成・提出し、操作説明を行う。
2. 以下の関連工事は、本工事の施工範囲外とする。
- (1) 今回は本工事のみの為、施工範囲外の工事は無いものとする。
但し不慮で遭遇した場合は監督員と協議する。

第6条 機器仕様

1. 機器仕様

下記に示す仕様は参考仕様であり、新設機器については下記と同等またはそれ以上の性能を有することとする。

①埋設型加速度検出器

型名	: SD-112-3 (HHV) 同等品
用途	: ボーリング孔埋設
測定成分	: 加速度
検出方向	: 水平2方向、上下1方向 (3ch 組込)
変換方式	: 動電式
制動方式	: 電磁フィードバック方式
測定周波数範囲	: 0.1~30Hz
測定可能範囲	: ±2000Gal
設置後の検定	: 内蔵コイルにより可能
寸法	: φ80×1190 (H) mm 程度
防水性	: 耐水压 5MPa 程度
測定ケーブル	: 専用ケーブル

②防水接続材

用途	: ②防水型加速度検出器 の引き出しケーブルと ⑤加速度検出器用専用ケーブルの接続に用いる
工法	: レジン注入工法
引張強さ	: 導体断面積 mm ² ×69MPa 以上
気密試験	: 98kPa 1時間で異常なし
水中浸漬試験	: 1ヵ月後 500V メガーで 2000MΩ 以上

⑤加速度検出器用専用ケーブル

用途	: ①および②の検出器用専用ケーブル
名称	: ポリエチレン絶縁ビニルシース計装用ケーブル (二重編組しゃへい付二重シース型)
心線	: 0.5mm ² ×20C
導体構成	: 20/0.18 (本/素線径 mm)
仕上外径	: 16.1mm 程度

⑥入力中継端子台

用途	: ⑤加速度検出器用専用ケーブルを⑮収納ラックに引込む為の端子台
設置場所	: ⑮収納ラック内に設置
使用周囲温度	: -20～55℃
準拠規格	: JIS C8201-7-1「銅導体用端子台」

⑦AD コンバータ

用途	: 検出器からの信号を受けて AD 変換する
設置場所	: ⑮収納ラック内に設置
ケース	: JIS ラック組み込み用ケース含む

AD コンバータ

分解能	: 24bit
サンプリング周波数	: 1000Hz
サンプリングスキュー	: 10μs 以下 (AD コンバータサンプル同期精度/GPS 測位時)
耐雷機能	: 内蔵
FB アンプ	
測定成分	: 加速度
最大測定値	: ±2000Gal

⑧AD コンバータ収納ケース

用途	: ⑦AD コンバータを 19 インチラック内に取り付けるためのケース
設置場所	: ⑮収納ラック内に設置
設置タイプ	: JIS19 インチラック式

⑨収録装置

用途	: 地震データの収録、地震検知による通報などを実施
設置場所	: ⑮収納ラック内に設置
収録チャンネル数	: 6ch 以上
サンプリング周波数	: 100、200、500、1000Hz から選択
時刻	
同期方法	: GPS
精度	: ±10μ 秒以下 (ADC サンプル同期精度/GPS 測位時)
記録容量	: 6ch、100Hz 時 2 年間のデータを記録可能
記録データ	
連続記録	: 波形データ、健全性データ
イベント記録	: 波形データ、計測震度、SI 値、長周期地震動階級
トリガ方式	: トリガソースのレベル判定及び判定論理式 (AND,OR の組み合わせ) により判定
後トリガ	: 過去の連続記録から日時を指定しファイル化
波形データフォーマット	: WIN32 形式
データ回収方式	: リムーバブルディスク (USB メモリ) ネットワーク、ネットワークドライブ
接点出力	: 無電圧 A 接点×4
ユーザ I/F	: WEB ブラウザで表示、確認可能
外部通信	: ダムコンには RS-232C で接続 外部表示モニタには LAN で接続
停電時動作保証時間	: 内蔵バッテリーにより約 3 時間以上

⑩GPS アンテナ他

用途	: ⑨収録装置、⑦ADC の時刻同期用
設置場所	: アンテナは、屋上等 GPS 受信可能な場所に設置（取付金具含む） 耐雷器は⑮収納ラック内に設置

GPS アンテナ

用途	: 収録装置内蔵の GPS 受信機に適合するもの
----	--------------------------

GPS アンテナ避雷器

用途	: GPS 信号の耐雷対策
設置場所	: ⑮収納ラック内に設置

GPS 同軸ケーブル

ケーブル長	: 50m
-------	-------

⑪スイッチングハブ

用途	: ⑨収録装置の LAN 接続に用いる
設置場所	: ⑮収納ラック内に設置
LAN ポート数	: RJ45×8
接続方式	: 100BASE-TX (IEEE802.3u) /10BASE-T (IEEE802.3)

⑫波形表示ソフトウェア

用途	: ネットワークのパソコン上で動作し、データの取り扱いをおこなう
対応収録装置	: ⑨収録装置対応
表示・印刷	: パソコン、ハードディスク、USB メモリに保存された波形図 及び帳票（最大値、計測震度、各種演算結果等）の表示、印刷等

⑬外部表示モニター

用途	: 離れた場所での地震情報の表示をおこなう
設置場所	: 事務室の壁面
対応収録装置	: ⑨収録装置に LAN で接続
表示内容	
待機時	: 現在時刻、リアルタイム波形、装置ステータス、最新の地震情報 （起動時刻、震度階、長周期地震動階級、最大加速度）
地震時	: 現在時刻、リアルタイム波形、装置ステータス、現在収録中の 地震情報（起動時刻、震度階、長周期地震動階級、最大加速度）
ブザー	: 地震発生時に鳴動
寸法	: 490mm(W)×195mm(D)×300mm(H)程度

⑭耐雷機能付絶縁トランス電源ユニット

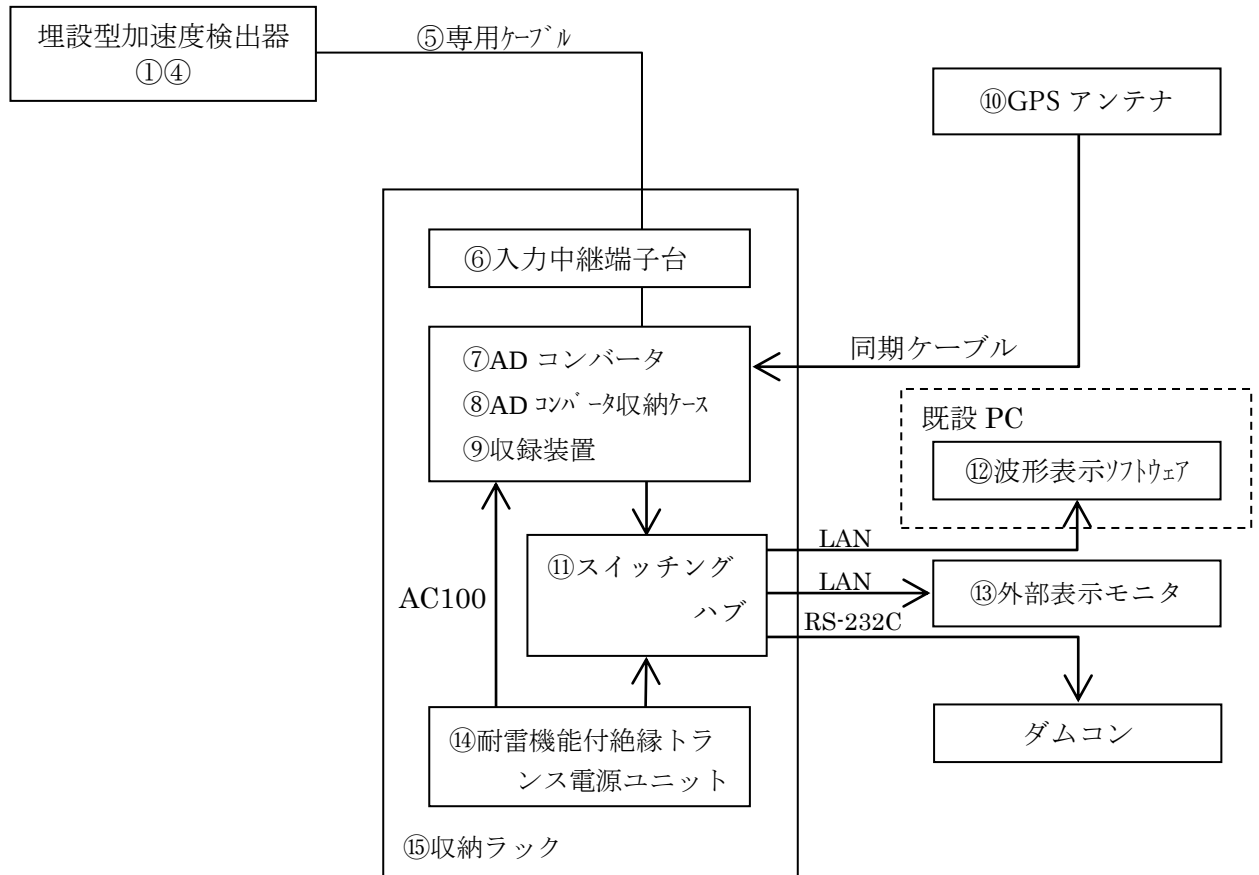
用途	: 電源の絶縁、耐雷
設置場所	: ⑮収納ラック内に設置
入力	: 1φ100V 50/60Hz
出力	: 2 極接地極付コンセント 4 口 (1φ100V 50/60Hz)
容量	: 1000VA
サーキットプロテクタ	: 内蔵
保安器(電源ユニット部)	: 内蔵
絶縁トランス(電源ユニット部)	
容量	: 1000VA
周波数	: 50/60Hz
絶縁種類	: E 種

絶縁抵抗	: DC500V メガーにて 100MΩ 以上
絶縁耐圧	: AC2kV/min
ノイズフィルタ	: 内蔵

⑮収納ラック

用途	: 検出器、ケーブル、GPS アンテナ以外の全ての機器を収納
設置場所	: ダム管理所操作室内
規格	: 19 インチラック JIS C 6010-2 (付属書 0) に準拠
使用環境	: 屋内
主要材質	: アルミ、スチール
設置	: 床面へのアンカーボルト固定・チャンネルベースへの固定
寸法(内空)	: 490 (W) ×570 (D) ×600 (H) mm 程度
前面扉	: 有り

2. システム構成図



第7条 主要仕様

主要仕様は、次のとおりとする。

1. 使用機材・使用材料選定要項

すべての機材、材料等においては監督職員の承諾を受ける。

地震計(加速度検出器)	第6条の機器仕様を満たす機種(2基)
専用ケーブル	地震計メーカー推奨ケーブル(0.5mm×20C相当)
電線ケーブル	CV、LAN、同軸などの電線類は指定しない
電線管	GP管は丸一鋼管(亜鉛メッキ性)もしくは同等品
〃	FEP管は埋設配管として使用。メーカー指定しない
電線管支持材	ダクター、パイラック共ステンレス製使用(保護キャップ付き)
防水プルボックス	水切り防水型、ステンレス製、E端子付き
金属製可とう管	二種金属製可とう電線管の指定しない
鋼管柱	φ48.6×2000mmは塗装処理仕上げとする。(アンテナマスト用)

第8条 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 諸法令等の遵守

受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元等について当該法律を遵守しなければならない。

1-1-2 環境対策

1. 排出ガス対策型建設機械

本工事において下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領(建設大臣官房技術審議官通達、平成9年10月3日)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、受注者の都合による場合を除き、これにより難しい場合は、監督職員と協議のうえ、設計変更するものとする。

上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。なお、施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出するものとする。

今回使用予定排出ガス機種	備 考
1, 排出ガス対策機種 ・移動式クレーン(ディーゼルエンジン) ・ブリッジチェッカー(ディーゼルエンジン)	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上、260kW以下)を搭載した建設機械に限る

2. 現場において使用する重機は、低騒音型建設機械とする。

1-1-3 交通安全管理

(過積載の禁止)

(交通整理員)

交通整理員については、下記のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行った結果、又は条件変更により員数に増減が生じた場合は監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

配置場所	員 数
工事規制区間	1名/日

(工事用道路)

国道318号から工事現場に至る道路は下記工事の受注者と共用する。

- (1) R6吉土 宮川内ダム 阿波・土成 管理用通路整備工事（担い手確保型）
- (2) R7吉土 宮川内ダム 阿波・土成宮川内 ダム管理用制御処理設備改造工事（担い手確保型）

第2節 関連工事の調整

1-2-1 受注者相互の協力

1. 主な関連工事は次のとおりである。

- (1) R6吉土 宮川内ダム 阿波・土成 管理用通路整備工事（担い手確保型）
- (2) R7吉土 宮川内ダム 阿波・土成宮川内 ダム管理用制御処理設備改造工事（担い手確保型）

第3節 検査及び引渡し

1-3-1 監督職員による立会等

1. 本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、方法、日程については監督職員と協議して決定しなければならない。

今回の機材(地震計)の工場立会確認は無しとする。

- (1) 材料搬入立会検査（機材(地震計)・材料搬入時、現場及び管理所）
- (2) 品質管理（機材(地震計)・材料搬入時に現場代理人に於いて寸法や仕様書の確認を行い写真等にて記録する）
- (3) 施工状況立会検査（地震計設置や電線管配管及びケーブル配線、計装ラック組込み等の状況に応じて）
- (4) 中間技術検査（監督職員による工事完了前の立会検査を受ける。
完成時に必要な書類・図面・写真・測定記録簿や地震計模擬動作試験等を確認する）

上記の確認時期は次のとおりとする。

項目	実施時期
(1)材料搬入検査	(現場)機材・材料搬入時
(2)品質管理	(現場)機材・材料搬入時
(3)施工状況検査	(現場)施工状況に合わせて
(4)中間技術検査	(現場)書類・施工完了状況・動作確認等

1-3-2 操作説明にかかる提出物

取扱説明書 2部（印刷物2部＋電子納品）

第2章 共通施工

第1節 輸送

2-1-1 輸送

受注者は、輸送に先立ち所轄警察署及び道路管理者と協議の上、輸送方法、輸送ルートを決
定し安全輸送を図らなければならない。

第2節 据 付

2-2-1 仮設機材

工事用電力、光熱、用水は全て受注者の負担とする。

2-2-2 据 付

施工に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。

2-2-3 一般事項

受注者は、本工事の施工にあたって第1条によるほか、下記に示す基準等に準じて施工しなければならない。これらの基準等は、契約時点における最新のものを適用しなければならない。

- ・電気設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・公共建築工事標準仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・電気設備工事施工監理指針 (建設大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ダム・堰施設検査要領 (ダム・堰施設技術協会)
- ・ダム管理用制御処理設備標準設計仕様書
- ・労働安全衛生法施行令 (厚生労働省)
- ・その他関連法規等

2-2-4

工具

使用する工具等は工具名や数量を事前に記録記載しておき、ダム機械などへの置き忘れや、ダム湖等に落下させないよう十分注意する。